

西海国立公園平戸・九十九島地区パークボランティア活動運営基本計画

1 活動運営の基本的方針

平戸・九十九島地区のパークボランティア活動は、平戸・九十九島地域の自然の仕組みや特徴を一般利用者に紹介すること並びに地域の自然環境保全作業等を行い、国立公園の快適かつ適正な利用及び自然環境の保護を推進することを目的とし、次に掲げることを行う。

- (1) 国立公園の利用者に対し、自然紹介・自然解説・自然との接し方についての説明等を実施する。
- (2) 国立公園内の美化清掃・動植物の保護・歩道の軽微な補修等の活動により、景観や自然環境の保全を図る。
- (3) 平戸・九十九島地域の自然に関する調査を行う。
- (4) 平戸・九十九島地域における情報の提供を行う。

2 活動の運営体制に関する事項

- (1) パークボランティア活動は、パークボランティア活動実施計画に基づき実施し、活動に対する指導・助言は、佐世保自然保護官事務所がこれを行う。
- (2) パークボランティアの活動実施計画は、毎年、本基本計画に定める「協力を依頼する活動」に基づき、パークボランティアの意向等を踏まえつつ、佐世保自然保護官事務所が九州地方環境事務所（以下「地方環境事務所」という。）の指導・助言を得て作成する。
- (3) パークボランティアに対する活動実施計画の周知、環境省主催行事への協力依頼等の各種連絡は、佐世保自然保護官事務所が行う。
- (4) パークボランティアの募集、登録は地方環境事務所が行う。
- (5) 活動実施中の事故防止及び緊急事態の対処法については、地方環境事務所で統一のマニュアルを策定し、各パークボランティアに周知する。
- (6) パークボランティア活動を実施した者は、佐世保自然保護官事務所に報告する。
- (7) パークボランティア間の連絡・親睦を図るため、「パークボランティアの会」を設置する。
- (8) パークボランティア活動に関する関係機関との円滑な協力関係を結ぶため、佐世保自然保護官事務所は「パークボランティア連絡会議」を毎年開催する。

3 協力を依頼する活動の内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間	活動実施区域
(1) 自然解説活動 ・関係機関が実施する国立公園内での自然観察会等の支援 ・九十九島ビジターセンター館内解説、情報展示、案内業務の実施 ・公園利用者への普及啓発に関する資料の作成	通年、随時	全域
(2) 美化清掃及び保護管理活動 ・海岸、園地、登山道等の清掃 ・公園施設の簡易な維持管理・補修 ・動植物の保護活動、パトロール	通年、随時	全域
(3) 自然環境等調査 ・平戸・九十九島地域に関わる自然情報の収集及び関係機関への提供 ・その他各種調査の協力	通年、随時	全域
(4) その他 ・国立公園内で確認された情報について自然保護官事務所への報告	通年、随時	全域

4 研修及び登録に関する事項

(1) パークボランティアの研修

地方環境事務所は、パークボランティア応募者に対し養成研修を適宜開催する。また、知識・技能の向上のため研修会を適宜開催する。

(2) パークボランティアの登録

(1) の養成研修終了者で、本活動の趣旨に賛同し、平戸・九十九島地区においてパークボランティアとして活動する意思のある者を地方環境事務所長が登録する。な

お、登録期間は、原則として2年とするが、登録期間終了後も継続して活動を行う意思のある者については、再登録することができる。また、登録期間中であっても、本人の申出があった場合、若しくはパークボランティアとしてふさわしくない行為のあった場合には、登録の取消しができるものとする。

(3) パークボランティア活動の休止

怪我等の事由により活動できなくなった場合には、本人の申し出により、地方環境事務所長の了承を得て、最長2年間の活動休止を行うことができる。

5 活動に対する便宜供与の内容

- (1) 活動中身につける帽子・ワッペン是全国統一のものをパークボランティア個人に貸与する。
- (2) パークボランティア活動の離合集散及び打合せのメイン拠点施設を九十九島ビジターセンター、サブ拠点施設を平戸観光ガイドステーションとする。
- (3) 活動地までの交通費及び活動中の食費等の経費は、自己負担とする。
- (4) 九十九島ビジターセンターで備えている備品・工具等は適宜貸出するものとする。
- (5) 活動中の事故に対処するため、環境省の負担によりボランティア保険に加入する。
- (6) 地方環境事務所は、その他活動に必要な情報の提供を行う。

6 その他活動の運営に関して明らかにしておくべき事項

- (1) 長崎県県北振興局、佐世保市、平戸市、佐世保観光コンベンション協会、平戸観光協会、九十九島の会、九十九島ボランティア、ひらど遊学ねっと、平戸観光ウェルカムガイド、自然遊学塾、生月自然の会等既存する関係機関・団体との連携を図り、協力して活動を行うものとする。
- (2) パークボランティアは、関係法令、監督者の指示を遵守しなければならない。
- (3) パークボランティアは、活動を通じて知った情報、特に個人に関するものを公表・持ち出してはならない。
- (4) パークボランティアは、施設、備品、名称について無断に使用してはならない。
- (5) パークボランティア活動中に発見した危険箇所や違法行為については、速やかに佐世保自然保護官事務所へ報告するものとする。

